

平成 30 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol.1) (平成 30 年 3 月 23 日)

○ 特定事業所集中減算について

問 135 平成 28 年 5 月 30 日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（介護保険最新情報 Vol.553）において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成 30 年度以降もこの取扱いは同様か。

（答） 貴見のとおりである。